

【オーストラリア】2021年性差別及びフェア・ワーク (職場における尊重) 改正法の制定

海外立法情報課長 内海 和美

* 2021年9月、職場のセクシャル・ハラスメントや性差別から労働者を保護するための法的枠組みを強化するため、性差別禁止法やフェア・ワーク法等を改正する法律が成立した。

1 背景及び経緯

豪州では、1973年に「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約 (ILO 第111号条約)」¹、1983年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」²がそれぞれ批准され、1984年には性差別禁止法³ (以下「SD法」) の制定、1986年には豪州人権委員会 (Australian Human Rights Commission: AHRC)⁴が設立されるなど、性差別禁止への取組が行われてきた。しかし、AHRCが2018年に公表した、職場におけるセクシャル・ハラスメント (以下「セクハラ」) に関する調査⁵では、直近5年間に女性の39%、男性の26%が職場でセクハラを経験したと回答しており、職場においてセクハラが広く行われていることが明らかとなった。

2018年6月20日、連邦政府は、AHRCに50万豪ドル⁶を資金提供し、「職場におけるセクハラが発生要因、テクノロジーやソーシャルメディアの利用、法的枠組み、既存の慣行を検討し、豪州の職場がこの繊細で困難な問題に対処するための実践的勧告につなげるための全国調査」を行うことを発表した⁷。2020年3月5日、報告書「Respect@Work」⁸として、連邦政府に対する55の勧告を含む調査結果が公表され、2021年4月8日、同政府は、全ての勧告に対する対応方針を明らかにした⁹。

勧告の中には、既存の法律の改正を促すものも含まれていた。その法律とは、SD法 (勧告16、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年3月8日である。

¹ Discrimination (Employment and Occupation) Convention, 1958, No.111. <https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NO_RMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C111>

² Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women. UN Human Rights website <<https://www.ohchr.org/en/professionalinterest/pages/cedaw.aspx>>

³ Sex Discrimination Act 1984, No.4, 1984. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00420>>

⁴ 性別・人種・障害・年齢に基づく違法な差別及び人権侵害に関する苦情処理 (苦情申立てに関する調査・調停)、施策の発展に向けた調査、教育・意識啓発活動等を行う機関として、1986年豪州人権委員会法 (Australian Human Rights Commission Act 1986, No.125, 1986. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00559>>) に基づき設立された。

⁵ AHRC, “Everyone’s business: Fourth national survey on sexual harassment in Australian workplaces,” 2018.9.12. <<https://humanrights.gov.au/our-work/sex-discrimination/publications/everyones-business-fourth-national-survey-sexual>> セクハラに関する調査は2003年から実施され、2018年で4回目となる。15歳から65歳までの豪州人の中から、豪州の年齢・性別・居住地域の構成比を考慮して対象者を抽出し、調査した。

⁶ 1豪ドルは、約82.5円 (令和4年3月分報告省令レート)。

⁷ Kelly O’Dwyer MP, “Media Release: National Inquiry into Workplace Sexual Harassment,” 2018.6.20. Parliament of Australia website <<https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id%3A%22media%2Fpressrel%2F6037910%22>>

⁸ AHRC, “Respect@Work: National Inquiry into Sexual Harassment in Australian Workplaces,” 2020. <<https://humanrights.gov.au/our-work/sex-discrimination/publications/respectwork-sexual-harassment-national-inquiry-report-2020?fbclid=IwAR0D92segOIO3oUKodwubgJISyKnpl1wtLle1J7m3-2TiQyQFQnlP-j02Ug#tpxwM>>

⁹ Australian Government, “A Roadmap for Respect: Preventing and Addressing Sexual Harassment in Australian Workplaces,” 2021.4.8. Attorney-General’s Department website <<https://www.ag.gov.au/rights-and-protections/publications/roadmap-for-respect>>

17、20等)のほか、1986年豪州人権委員会法¹⁰(以下「AHRC法」)(勧告19、21、22等)、2009年フェア・ワーク法¹¹(以下「FW法」)(勧告29、30等)である。

2021年9月10日、勧告内容に沿った法改正を行うため、「2021年性差別及びフェア・ワーク(職場における尊重)改正法」¹²(以下「改正法」)が成立し、翌11日施行された。

2 改正法の概要

(1) 構成

全3か条及び附則1編から成る。附則で、SD法(第28AA条、第28AB条、第28B条)、AHRC法(第46PH条)、FW法(第789FC条、第789FD条、第789FF条)等に修正を加える。

(2) SD法の改正

SD法第28A条ではセクハラを、他者への「歓迎されない性的誘い又は性的好意の要求」と定義し、いずれも「性的(sexual)」な性質を持つ行為¹³を対象としていた。しかし勧告16は、職場のセクハラは必ずしも「性的」なものに限られないとして、「性別に基づくハラズメント(sex-based harassment)」をも禁止するよう求めた。これを受け、法律名に「性別に基づくハラズメント(harassment on the ground of sex)による差別」を追加し、禁止対象となる差別行為を明確化するとともに、第28AA条に定義を規定した。また、SD法の適用範囲の拡大を求める勧告16に対し、SD法第4条の「労働者(worker)」の定義を、2011年労働安全衛生法¹⁴と同じと規定した。これにより、改正前のSD法では適用されなかった、ボランティアなど無給の労働者や自営業者にも適用範囲が拡大し、ほぼ全ての労働者に適用されることとなった¹⁵。

(3) AHRC法の改正

豪州では、人権・差別に関する苦情は、連邦裁判所や連邦巡回裁判所に訴える前に、AHRCに苦情申立てを行わなければならない(AHRC法第46PO条)。AHRC委員長が調停による問題解決の見込みが無いと認めた場合や、苦情申立て対象行為の発生から一定期間が経過した場合等に、苦情処理手続は終了する。勧告22は、この「経過期間」を延長することを求めており、その結果、SD法関連の苦情申立ての場合には、「6か月以上」から「24か月以上」に延長された(AHRC法第46PH条第1項)。これは、被害者の精神的ダメージにより苦情申立てが遅れ、救済されない事例を減らす狙いがある。

(4) FW法の改正

勧告29は、セクハラ停止命令の新設を提言したが、連邦政府は、既存の「職場いじめ停止命令」(FW法第6-4B章)の枠組みをセクハラにも拡大することで対応した。職場でセクハラを受けた労働者は、公正労働委員会¹⁶に停止命令を申し立てることができる(第789FC条、第789FF条)。いじめは、職場での行為の不当性・反復性、労働者の精神的・身体的健康及び安全に対する危険の発生が成立要件となるが、セクハラはこれらの要件を必要としない(第789FD条)。

¹⁰ *op.cit.*(4)

¹¹ Fair Work Act 2009, No.28, 2009. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00421>>

¹² Sex Discrimination and Fair Work (Respect at Work) Amendment Act 2021, No.104, 2021. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021A00104>>

¹³ *op.cit.*(8), p.453.

¹⁴ Work Health and Safety Act 2011, No.137, 2011. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00474>>

¹⁵ Parliamentary Library, “Bills Digest: Sex Discrimination and Fair Work (Respect at Work) Amendment Bill 2021,” 2021.8.12, p.25. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/8117610/upload_binary/8117610.pdf;fileType=application/pdf>; *op.cit.*(8), p.466.

¹⁶ Fair Work Commission. 国の職場関係裁定機関。労働裁定の制定、不当解雇申立てへの対応等を行う。